

(様式1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	吹田市立児童会館の（専用）使用許可		
根拠条例等の名称・根拠条項	吹田市立児童会館条例第5条、第6条及び第9条		
所管部室課名	児童部 子育て政策室		
審査基準	<p>(許可の制限)</p> <p>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。 [例] 営利だけを目的とした収益のある事業を実施するとき</p> <p>(2) 管理上やむを得ない事情があるとき。 [例]</p> <p>ア 施設の補修、修繕、点検等が必要である場合</p> <p>イ 地震、台風、洪水等の天変地異あるいは爆発物の設置予告等の人為的な所作により、施設の使用に際し困難又は危険が伴う場合</p> <p>ウ 施設の収容能力を超える入場者数がある場合</p> <p>エ 駐車台数を超える車での来館があり周辺道路等に迷惑駐車を行い、施設周辺住民への迷惑を繰り返す状態になることが明白である場合、またはその前例がある場合</p> <p>オ 施設内で長時間にわたり大音響を発生させ他の利用者又は施設周辺住民に多大な迷惑を与えるおそれがある場合</p> <p>カ 施設内での飲食により他の利用者に迷惑を与えるおそれがある場合</p> <p>キ 所定の電気容量を超える電気器具を使用するような場合</p> <p>(3) その他市長が不相当と認めるとき。 [例]</p> <p>ア 虚偽の申請</p> <p>イ 泥酔者、幼児など意思能力に欠ける者の申請</p> <p>ウ 使用目的が施設の設置目的に反する申請</p>		
標準処理期間等	即時		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関		
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		

備考	
最近改正年月日	令和4年4月1日